

中部産業遺産研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は中部産業遺産研究会（英文名称：THE CHUBU SOCIETY FOR THE INDUSTRIAL HERITAGE）と称する。

略称は「中部産遺研」と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を設け、会の運営の円滑化に努める。

(年度)

第3条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は、産業遺産の調査研究と保存、および関連分野の研究とその普及、発展をはかることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 定例研究会、講演会、見学会などの開催
- 2) 会報、電子メール版会報、研究会誌の発行
- 3) ウェブサイトによる研究会情報の公開
- 4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員および会費

(会員)

第6条 会員は本会の目的に賛同する個人ならびに法人とする。個人会員の内、学生は学生会員とする。

(入会)

第7条 本会に入会するには、所定の申込書によって申し込む。入会時、当該年度の年会費を納入する。

(会費)

第8条 会費として個人会員は年額4000円を納入する。学生会員は年額2000円を納入する。

名誉顧問は、会費を免除する。

法人会員は1口1万円とし、1口以上の申し込み口数相当分を納入する。

2. 会員は、会報、電子メール版会報、研究会誌に投稿すること、その配布を受けること、および本会の催す各種会合に参加することができる。

会報、電子メール版会報および研究会誌「産業遺産研究」は会費に含まれる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次によりその資格を失う。

- 1) 退会 2) 死亡 3) 除籍
2. 会費滞納3年以上の会員は除籍とする。
3. 本会の倫理要綱に著しく抵触した行為あるとき、役員会の議決を経て、該当者を除籍することができる。

(退会)

第10条 会員が退会する場合は、会長または事務局長に申し出る。

第4章 役員

(役員の種類と選出、任期)

第11条 本会には、次の役員をおく。

名誉顧問	若干名
顧問	若干名
会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	1名

(必要に応じて置くことができる)

会計監査 2名

筆頭の幹事 若干名

第12条 役員を選出方法は、会員の互選とし、総会において会員の中から選出する。

2. 名誉顧問・顧問は、会長、副会長経験者とし、会の運営について助言する。

3. 任期途中で役員の辞任、選出については、定例研究会において出席者の承認を受けなければならない。

第13条 役員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげないが、会長、事務局長、会計、会計監査については原則として連続3期6年までとする。

(役員職務)

第14条 会長は会務を総括し、総会および役員会を召集する。

2. 副会長は、会長を補佐し、その職務を代行することができる。

3. 事務局長は、研究会活動に関わる事務的事項を総括し、幹事会を招集する。事務局次長は事務局長を補佐し、その職務を代行できる。

4. 幹事は、次の分掌(別の組織図に示す事項)を担当する。

- 1) 会計・書籍、2) 企画、3) 広報、4) 編集、5) シンポジウム、6) パネル展、7) 国際担当

幹事は必要に応じて委員を選任できる。

その他、本会の活動に必要な幹事をおくことができる。

5. 会計監査は、研究会の会計、資産管理について監査する。

第5章 役員会、幹事会および委員会

(役員会)

第15条 役員会は名誉顧問、顧問、会計監査を除き、会長、副会長、事務局長、事務局次長および各筆頭の幹事で構成し、会の運営および総会への提案事項について審議する。

2. 役員会は、必要に応じて電子メール会議とすることができる。

3. 役員会の定足数は、構成員の3分の2以上とする。書面または、電子メールで事前に意志表示したものは、定足数に含めることができる。

(幹事会)

第16条 幹事会は、事務局長、事務局次長と各分掌の筆頭の幹事で構成し、必要に応じて他の幹事および委員長を加えることができる。幹事が複数の分掌では、幹事会に出席する筆頭の幹事をあらかじめ互選して定める。

2. 幹事会の定足数は、構成員の3分の2以上とする。書面または、電子メールで事前に意志表示したものは、定足数に含めることができる。

3. 幹事会は、必要に応じて電子メール会議とすることができる。

4. 幹事会は定例で開催し、役員会への提案事項および会の運営上の課題、活動方針などについて審議する。幹事会の審議事項については、会長、副会長並びに定例研究会で報告する。

(委員会)

第17条 委員会は、必要に応じて設置し、委員長をおく。

2. 委員長および委員の任期は委員会において定める。

3. 委員会の設置および廃止については役員会で決める。

4. 委員会の審議事項については、定例研究会で報告する。

第6章 総会

(総会)

第18条 総会は本会の最高決定機関であって、毎年1回、年度始の定例研究会の時、開催する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第19条 次の事項は、役員会で審議し、総会に提出してその承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告および決算
- 2) 会計監査報告
- 3) 事業計画および予算
- 4) 役員選出
- 5) その他

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員総数の10分の1以上の出席によって成立する。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、第25条の場合を除いて、出席会員の過半数で決める。

第7章 会計および資産管理

(運営経費)

第22条 本会の経費は、会費、事業収入および寄附金でまかなう。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(会計資産管理規則)

第24条 会計および資産管理については、別に「会計資産管理規則」および「資産管理規則」を定める。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第25条 この規約を変更するのに、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

[付 則]

(1) 本会則は1994年5月8日から実施する。

(2) 1996年6月2日、第11条改正。

(3) 1997年5月11日、第11条改正。

(4) 2000年5月28日、第5条、第7条、第8条改正。

(5) 2002年5月26日、第7条、第10条、第11条改正。

(6) 2004年5月23日、第1条、第8条、第10条から第20条までおよび第26条を改正。

(7) 2014年5月25日、各条に名称を追加、第3条から第17条まで、および第26条を改正。条文番号を通し番号に付け替える。

(8) 改正した規約は、2014年5月25日から実施する。

(9) 規約は、一部改正して2015年5月17日から実施する。

(10) 規約は、一部改正して2016年5月29日から実施する。